

脱炭素先行モデル地区 設備導入支援補助金説明会

令和7年6月23日
下関市 環境部 環境政策課

[お問合せ先]

下関市 環境部 環境政策課
脱炭素先行地域推進室

連絡先 : 083-252-7116

メール : kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

HP : <https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/53/133538.html>



目次

1. 脱炭素先行地域の説明
2. 本補助金についての説明
3. 質疑応答

目次

1. 脱炭素先行地域の説明
2. 本補助金についての説明
3. 質疑応答

脱炭素先行地域概要

国全体の目標である2050年までのカーボンニュートラル達成に向け、2030年までに先行して脱炭素化の取組を進め、地域課題の解決と住民の暮らしの質の向上の同時実現を目指す事業として実施しています。

脱炭素先行地域とは

民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてその他の温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実施する地域。

民生部門の
電力需要量

=

再エネ等の
電力供給量

+

省エネによる
電力削減量



脱炭素先行地域(88提案※)

※既に辞退している自治体は除く

年度別選定提案数（共同で選定された市町村は1提案としてカウント、括弧内は応募提案数）

R4		R5		R6	R7
第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
25 (79)	19 (50)	16 (58)	12 (54)	9 (46)	7 (15)

中国ブロック(12提案、2県15市町村)

鳥取県 鳥取市、米子市・境港市、倉吉市他2町・鳥取県
島根県 松江市、邑南町
岡山県 瀬戸内市、真庭市、西粟倉村
広島県 東広島市・広島県、北広島町・広島県
山口県 下関市、山口市

九州・沖縄ブロック(14提案、3県32市町村)

福岡県 北九州市他17市町、福岡市、うきは市
長崎県 長崎市・長崎県、五島市
熊本県 熊本市・益城町、球磨村、あさぎり町
宮崎県 宮崎市・宮崎県、延岡市
鹿児島県 日置市、知名町・和泊町
沖縄県 宮古島市、与那原町

北海道ブロック(7提案、7市町)

札幌市、苫小牧市、石狩市、厚沢部町、奥尻町、上士幌町、鹿追町

中部ブロック(12提案、2県17市町村)

富山県 高岡市
福井県 敦賀市、池田町・福井県
長野県 松本市、上田市、飯田市、小諸市、生坂村
岐阜県 高山市
愛知県 名古屋市中区、岡崎市・愛知県
三重県 度会町他5町

東北ブロック(12提案、4県13市町村)

青森県 佐井村
岩手県 宮古市・久慈市、陸前高田市・岩手県、釜石市・岩手県、紫波町
宮城県 仙台市、東松島市
秋田県 秋田県・秋田市、大湯村
山形県 米沢市・飯豊町・山形県
福島県 会津若松市・福島県

関東ブロック(16提案、1県17市町村)

茨城県 つくば市
栃木県 宇都宮市・芳賀町、日光市、那須塩原市
群馬県 上野村
埼玉県 さいたま市
千葉県 千葉市、市川市、匝瑳市
神奈川県 横浜市、川崎市、小田原市
新潟県 佐渡市・新潟県、関川村
山梨県 甲斐市
静岡県 静岡市

近畿ブロック(10提案、1県10市)

滋賀県 湖南市・滋賀県、米原市・滋賀県
京都府 京都市
大阪府 大阪市、堺市
兵庫県 神戸市、尼崎市、加西市、淡路市
奈良県 生駒市

四国ブロック(5提案、1県6市町村)

高知県 須崎市・日高市、北川村、梶原町、黒潮町
愛媛県 今治市・愛媛県

下関市の取組概要

本市は、「地域経済のエコロジカルな循環による海峡（環境）都市づくり～ウォーターフロントから始まるサステナブル・シティ～」をテーマに取組を推進していきます。

計画名称	地域経済のエコロジカルな循環による海峡(環境)都市づくり ～ウォーターフロントから始まるサステナブル・シティ～
メンバー	株式会社社会津ラボ / 株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス / 株式会社海響みらい電力 / コスモ石油マーケティング株式会社 / 公益財団法人下関海洋科学アカデミー / 国立研究開発法人水産研究・教育機構水産大学校 / ダイキン工業株式会社 / 長府工業株式会社 / 株式会社長府製作所 / 株式会社日立製作所 / 株式会社山口銀行 / 山口合同ガス株式会社 / 株式会社山口フィナンシャルグループ / 合同会社有機の里 / 株式会社YMFG ZONE プランニング / ワイエムコンサルティング株式会社 / ワイエムリース株式会社

先行地域対象エリア	各先行地域エリアにおける取組概要
 	① あるかぽーと・唐戸エリア ・地域新電力が地産再エネメニューを供給 ・関門海峡の潮流を活用した潮流発電を設置 ・海響館や唐戸市場において、省エネ機器の更新や空調設備等の運転を効率化 ・再エネ・省エネ関連設備導入時における地域リース事業を実施 ・市の環境配慮行動優良事業者認定制度と連携した金利優遇融資商品を提供 ・カーボンニュートラル都市ガスの導入 ・エコポイントの導入や廃食油の再資源化(SAF)の推進、環境教育の実施等 ② 山陰終末処理場エリア ・下水処理場の未利用地に太陽光発電を設置 ③ 豊浦町川棚エリア ・遊休農地において営農型太陽光発電、川棚浄水場において太陽光発電を設置 ④ 豊田町エリア ・未利用地（旧牧草地、みのりの丘）を活用した太陽光発電を設置

下関市の主な取組

海響館・唐戸市場での省エネ設備および再エネ電力・ガス導入等による象徴的施設のゼロカーボン化や、地域の特徴を生かした潮流発電および営農地での太陽光発電導入を推進していきます。

○ 再エネ導入（潮流発電）

地域資源の活用



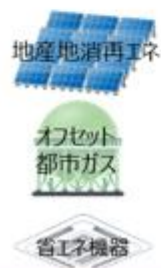
○ 再エネ導入（太陽光発電）

中心エリアだけでは不足する再エネ電力を、豊田町や豊浦町から供給

- ・上下水道用地：未利用地の活用による「維持管理費の低減」
- ・遊休農地：営農型太陽光発電の導入による「農地再生」

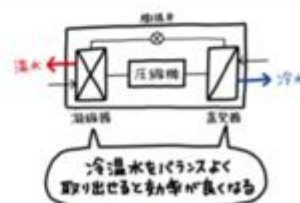


○ 海響館（水族館）・唐戸市場（卸売市場）



【全国初】
電力とガスの同時ゼロカーボン化

既存設備の運用改善
による省エネ化



ZEB未評価技術である「熱回収ヒートポンプ」の導入

下関市の主な取組

集客力を活かした海響館・唐戸市場での環境教育等のイベント開催や地域エコポイント活用等、脱炭素に資する行動変容促進や他地域と連携した中長期な横展開を目指します。

○ 海響館や唐戸市場での環境教育イベント 集客力を活用し、脱炭素への関心が薄い層にアプローチ

- ・ 水産大学校と連携した**環境教育イベント**の開催
- ・ 金融機関と連携した**環境金融リテラシーセミナー**の開催



○ エコポイント制度

- ・ 脱炭素につながる行動に対しエコポイントを付与し、**地域特産品などと交換**できる仕組みづくり

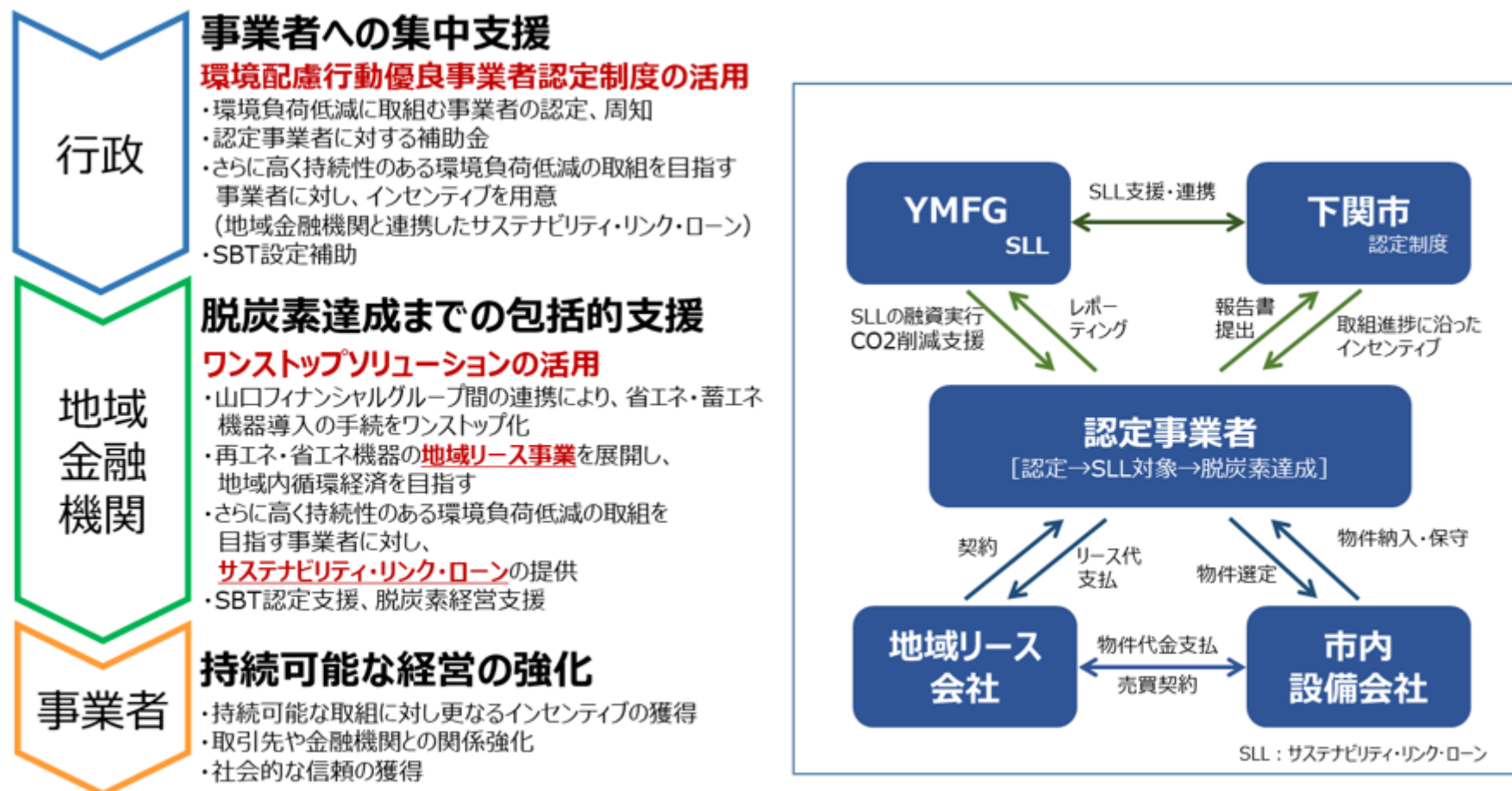


○ その他の取組

- 使用済みの廃食油を回収し、**SAF**（持続可能な航空燃料）を製造
- エリア内の事業者・一般家庭向けの再エネ省エネ設備導入支援（**補助金制度**）
- 市役所本庁舎、中央消防署への省エネ設備導入、公用車EV化
- 会津若松市などの他の脱炭素先行地域との連携

下関市の主な取組

地域金融機関と行政が連携し、地元事業者を巻き込んだ脱炭素に資する経済活動を実施することで、地域経済循環スキームを目指します。



地域全体の脱炭素化、地域活性化、レジリエンス強化

目次

1. 脱炭素先行地域の説明
2. 本補助金についての説明
3. 質疑応答

補助事業概要

再エネ・省エネ設備の普及促進のため、設備の導入に要する費用の一部を補助する事業を計画しています。

対象設備



太陽光発電



蓄電池



エネルギー管理システム



高効率空調
・換気



高効率給湯
(エコキュート、
エコジョーズ等)



調光制御機能付き
LED

主な補助要件

【対象者】

- ・脱炭素先行地域内に本社又は事業(務)所等を有する事業者
- ・「下関市環境配慮行動優良事業者」であること。

【補助対象となる範囲】

- ・補助対象地域で実施するものであること。
- ・エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ・補助対象設備を導入する建築物の使用電力を100%再エネ電力にし、また、2030年度まで継続すること。

補助対象設備		交付要件（国実施要領別紙1に準拠）
1	自家消費型太陽光発電設備	発電した電気の下関市FIT制度による売電は不可 発電した電気の使用割合（自家消費率）30%以上
2	蓄電池	太陽光発電による電気を充放電する設備
3	エネマネ	-
4	高効率空調機器	従来の空調機器等に対して省CO2効果がある設備
5	高機能換気設備	従来の換気設備等に対して省CO2効果がある設備
6	高効率給湯機器	従来の給湯機器等に対して省CO2効果がある設備
7	高効率照明機器 （調光制御機能付きLED）	調光制御機能とは、次のいずれかの機能を有するものを指す。 ①スケジュール制御、②明るさセンサーによる一定照度制御、③在/不在調光制御

事業期間 令和7年7月開始予定

補助率 購入・設置に要する費用の **2分の1**
～3分の2 以内

補助事業概要

補助対象となる経費は以下の通りです。

補助対象経費

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。
			①特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）
			②水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）
			③機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
			④負担金（事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費、系統を用いて供給する事業の場合は送配電事業者の有する系統への電源線、遮断機、計量器、系統設備に対する工事費負担金(1.35万円/kWを上限とする。))
	本工事費 (間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。
			①機械器具等の運搬、移動に要する費用
			②準備、後片付け整地等に要する費用
			③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用
			④技術管理に要する費用
			⑤交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。

区分	費目	細分	内容
工事費	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事（交付要件に定める柵堀に係る工事を含む。）に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
		機械器具費	事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事に用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。
			PPA契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。
事務費	事務費		事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。

補助事業概要

申請時・実績報告時に必要な書類などは、以下を予定しています。

申請時

補助対象設備共通	
(1)	(法人の場合) 商業登記簿履歴事項全部証明書
(2)	(個人事業主の場合) 確定申告書の写し及び住民票（マイナンバーなし）
(3)	市税の滞納なし証明書
(4)	建物登記事項証明書
(5)	(申請者が賃借人の場合) 賃貸契約書の写し
(6)	補助対象経費が確認できる見積書（原則２者以上）
(7)	CO2削減効果の算定根拠資料
(8)	補助対象設備の仕様書又はカタログ
(9)	補助対象設備の設置図（平面図、機器配置図、システム系統図など）
(10)	施工前（現在）の写真
(11)	直近１年間の電力使用量

実績報告時

補助対象設備共通	
(1)	下関市環境配慮行動優良事業者認定番号及び認定日
(2)	契約書等の写し
(3)	領収書の写し（補助事業に係る経費の内訳が記載されたもの）
(4)	SBT認定証の写しなど（認定を証明できるもの）
(5)	施工後（設置後）の写真
(6)	補助対象設備の設置図（完成図）
(7)	出荷証明書、納品書又は保証書等の写し
(8)	再エネ電力メニューの契約書、又は非化石購入証明書等の写し

下関市環境配慮行動優良事業者認定制度について

再エネ・省エネ設備の導入に関する補助事業を利用するためには、認定事業者であることが条件になります。

下関市環境配慮行動 優良事業者認定制度 認定事業者随時募集中！

地球環境への影響を考慮し、温室効果ガスの排出の抑制等環境負荷の低減に積極的に取り組んでいる事業者を、「下関市環境配慮行動優良事業者」として認定し、その活動内容を広く周知する制度です。

取組内容（例）

- ・空調設備のフィルターを年2回以上清掃している
- ・昼休みの消灯を実施している
- ・グリーンカーテンなど緑化を推進している
- ・太陽光発電システム等を導入している
- ・コンセントをこまめに抜いている

※詳しい取組内容については、ホームページでご確認ください

自然豊かな環境を未来の世代に引継ぐため、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、みんなで取り組みませんか？

下関市内に本店、支店、営業所等（工場、事業所、店舗を含む。）がある事業者であれば、いつでも申請可能！



認定となった事業者には、認定証を交付します！

こんなメリットも…

- 市のホームページなどで、環境に配慮した事業者として広報され、企業価値の向上、認知度アップ、また認定証を提示することで、会社のイメージアップにつながります。
- 市発注のプロポーザル方式の入札や見積合せ等において優遇を受けられる場合があります。※優遇制度開始時期については、別途お知らせします。
- 市が行う企業参加型の環境イベントにおいて、温室効果ガスの排出の抑制等環境負荷の低減に対する事業者の取組等を積極的にPRできる機会を設けます。

申請・認定の流れ

1 申請までの前準備

- ① 具体的な取組内容を決定
取組チェックリストで、今取り組んでいる、または今から取り組む具体的な取組内容を決定！決めたことは文書化しておきましょう。
- ② 従業員への取組内容の周知・取組開始
従業員全員で取り組みましょう！

2 申請から認定まで

- 申請
 - ・「認定申請書」と「取組チェックシート」の取組項目にチェック（20点以上あることを確認）して、郵送又は電子メールやFAXで提出します。
- 審査
 - ・申請に基づき市が審査します。
- 認定
 - ・適当と認められた場合は市から認定証を交付します。
- 公表
 - ・市ホームページや情報紙等で、環境に配慮している事業者として、市民の皆様へご紹介します。

3 認定後

- ① 報告
全員ができる取り組みをしましょう。実施結果を見直し、レベルアップを心がけましょう。毎年10月に報告書を提出しましょう。
- ② 更新
認定期間は最長2年です。2年に1回更新手続きをしましょう。

認定申請書は市ホームページからダウンロードできます。
皆様からのご応募お待ちしております！

下関市環境配慮行動優良事業者認定制度

申請・お問い合わせ先 〒751-0847 下関市古屋町一丁目18番1号
下関市環境部環境政策課
電話：083-252-7116 FAX：083-252-1329
E-mail：kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

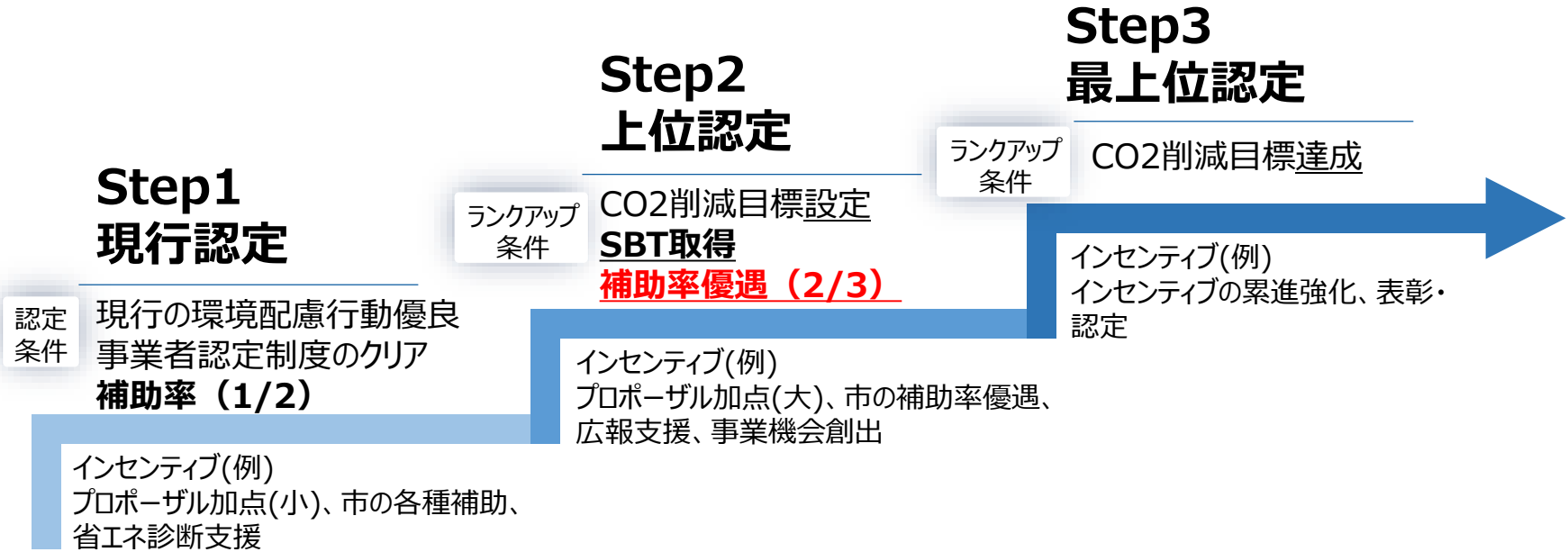
温室効果ガス排出抑制に関する取組チェックシート

	チェック欄	評価点
1 エネルギーの節約・転換		
① 節電		
使用していない場所の照明は消している。	☐	1
昼休みの消灯を実施している。	☐	1
LED照明を導入している。	☐	1
調度センサーや人感センサーを使用している。	☐	1
照明の配線を細分化し、一定のスペースごとにスイッチを設置している。	☐	1
省エネ家電や省エネタイプのコピー機等の事務機器を導入している。	☐	1
省エネルギー型の空調設備を導入している。	☐	1
空調設備のフィルターを年に2回以上定期的に清掃している。	☐	1
ショーケース内の商品の管理を適正な温度で行っている。	☐	1
エコタップの活用やコンセントをこまめに抜いている。	☐	1
エレベーターの利用を自粛し、階段の利用を推奨している。	☐	1
② 節水		
食器の洗浄や手洗い等の水使用の場面で節水に努めている。	☐	1
雨水を雨水や水道トイレに利用している。	☐	1
節水コマを使用している。	☐	1
③ 運動、新機		
グリーンカーテン、壁面緑化、壁面緑化に取り組むなど職場の緑化を推進している。	☐	1
ひまわりやだれを道用し、日射による熱の流入を減らしている。	☐	1
断熱性能の高い構造材や二重窓、断熱ガラス等を積極的に導入している。	☐	1
④ 適切な冷暖房の温度管理		
室内温度を冷房は28℃、暖房は20℃を目安に調整している。	☐	1
夏季は上着やネクタイの着用を、冬季は重ね着やブランケット等の利用を推奨している。	☐	1
⑤ 働き方		
不必要な時間外労働を控え、労働時間の適正化に努めている。	☐	1
ノー残業デーを設けている。	☐	1
テレワークやweb会議を積極的に導入している。	☐	1
⑥ 再生可能エネルギー		
再生可能エネルギー由来の電力を使用している。	☐	1
太陽光発電システム、太陽熱利用システム等の再生可能エネルギー設備を導入している。	☐	1
⑦ 省エネ		
製品の製造過程において、エネルギーの削減に努めている。	☐	1
省エネルギー対策の目標を設定している。	☐	1
電力を「見える化」し、使用電力を管理している。	☐	1
省エネ等に関するポスターを掲示している。	☐	1
2 CO2の少ない交通手段		
① 自動車の利用		
通勤や業務において自転車や公共交通機関の移動手段の利用を推奨している。	☐	1
エコドライブ（急発進、急加速、空ぶかしをしない等）に取り組んでいる。	☐	1
カーシェアリングを利用している。	☐	1
車両の燃料管理をしている。	☐	1
電気自動車（EV）、ハイブリッド車（HV）、プラグインハイブリッド車（PHEV、PHV）、燃料電池車（FCV）の電動車を導入している。	☐	1
② 物流		
モーダルシフトに取り組んでいる。	☐	1
共同配送に取り組んでいる。	☐	1
宅急便は1回で受け取る、又は受け取ってもらえるように工夫している。	☐	1
③ ノーマイカー運動		
下関市又は山口県が実施しているノーマイカー運動に参加している。	☐	1
定期的なノーマイカーデーを設けている。	☐	1

事業者認定制度の改定とSBT認証（検討中）

補助率が2 / 3となるには、「SBT認証」を取得し上位認定事業者となる必要があります。

新しい認定制度の仕組みについて



【SBT認証とは】

1. 明確な削減目標：
温室効果ガス排出量を2030年までに少なくとも年率4.2%以上削減
2. 中小企業に配慮した仕組み：
大企業より手続きが簡素化され、取り組みやすい
3. 国際的な信頼性：
パリ協定（1.5℃目標）に沿った世界共通の基準

【取組メリット】

1. 省エネによるコスト削減
 2. 消費者からの支持拡大
 3. 自治体や金融機関からの支援を受けやすくなる
 4. 大手企業との取引で評価される可能性
- ただし、取得には**80～100万円**程度の費用が発生

再エネ電力について

設備導入補助要件である、100%再エネ電力の契約について、①自家発電、②再エネメニューの購入、③再エネ電力証書の購入の方法があり、組み合わせて調達することが可能です。

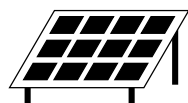
① 自家発電

再エネ
電力調達
手法

再エネ電源を専用先等に接続し、直接的に再エネ電力を調達

供給

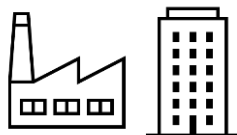
住宅および事業所
(屋根上や駐車場等)



再エネ電源

自家発電
自家消費

事業所

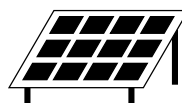


需給

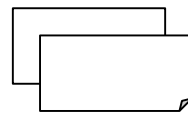
② 再エネメニューの購入

小売電気事業者等が提供する再エネ電力メニューを購入

小売電気
事業者



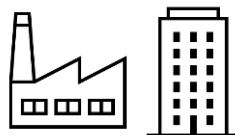
再エネ電源



再エネ電力証書

再エネ電力メニュー
(電力契約)

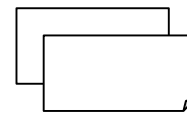
事業所



③ 再エネ電力証書の購入

環境価値だけを再エネ電力証書という形で購入（グリーン電力証書、再エネ電力由来J-クレジット）

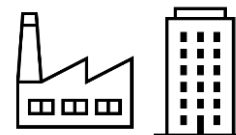
発電事業者



再エネ電力証書

再エネ電力証書購入
(環境価値のみ購入し、
電力は別途調達)

事業所

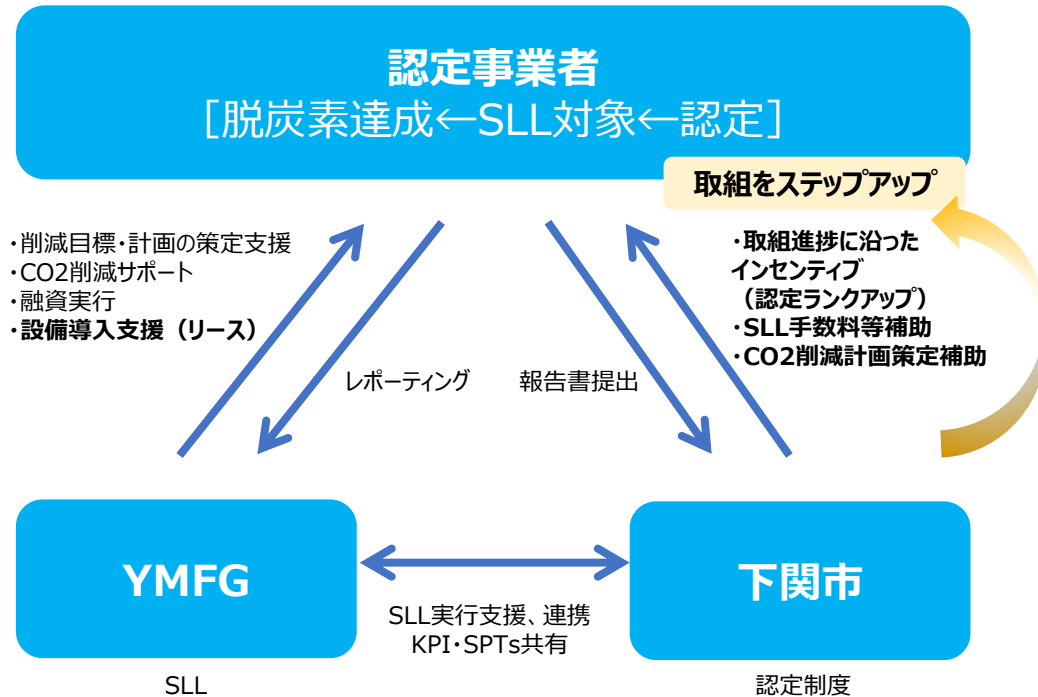


↓：電力 ↓：環境価値

金利優遇融資商品（SLL）について

環境配慮行動優良事業者として認定された事業者を対象に、設備導入に係る融資を低金利で受けることができます。

金利優遇融資商品の仕組み



概要

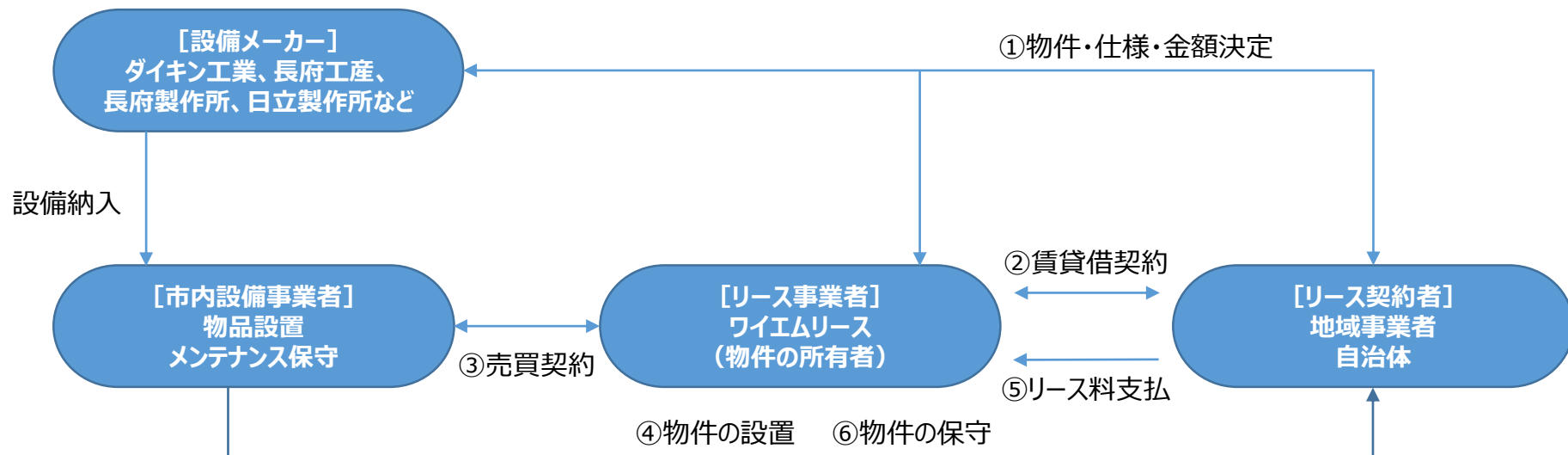
- 市街地を中心として、市の「環境配慮行動優良事業者認定制度」と連携した「金利優遇融資商品（サステナビリティ・リンク・ローン）」を 山口銀行が提供し、毎年度設定する目標達成に応じて金利優遇等のインセンティブが拡大され、認定事業者（中小企業等）の脱炭素化を推進。
- 地域金融機関、地元・地域外の手続きメーカー、市内の設備事業者が連携した「地域リース事業」を展開。ワンストップで一貫した支援 体制を構築し地域経済循環による地域活性化と脱炭素化の同時推進を目指す。

特徴

- 金利優遇だけでなく、取組の進捗状況に合わせて、行政からのインセンティブ（市調達加点、補助率アップ、環境アンバサダー任命等）を強化する「スパイラル型」の支援を行い、さらに野心的な脱炭素化を推進
- 資金面の支援（SLLの提供）に留まらず、地域リース事業による設備導入までを伴走支援

地域リースについて

再エネ・省エネ設備の導入にあたってはリースの活用も可能です。



制度内容

- ① リース契約者とリース事業者（設備メーカー）と物件の内容、仕様、金額等を決定
- ② リース契約者とリース事業者間で賃貸借契約締結
- ③ 市内設備事業者とリース事業者間で売買契約締結
- ④ 市内設備事業者がリース契約者へ物件を設置
- ⑤ リース契約者からリース事業者へリース料の支払い
- ⑥ リース期間中、市内設備事業者が保守・メンテナンスを実施

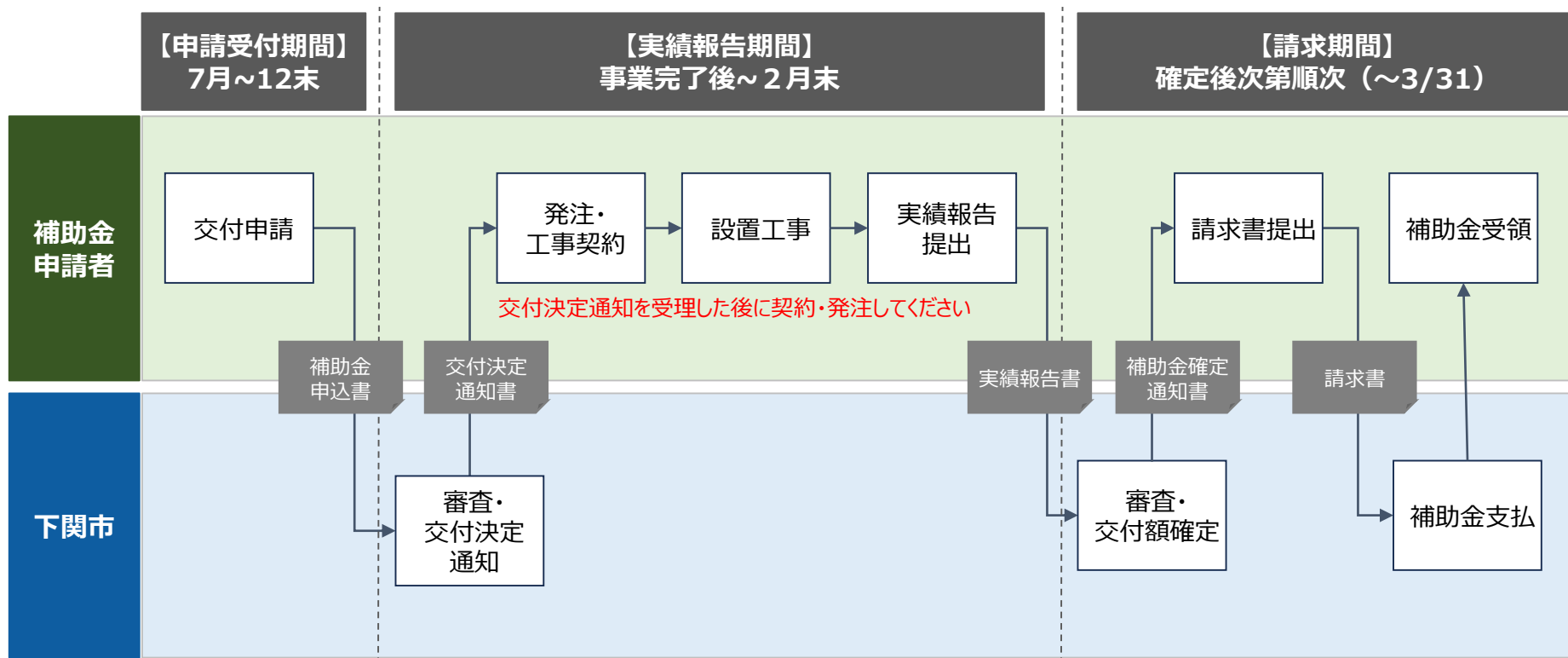
再エネ・省エネ設備導入のメリットについて

再エネ・省エネ設備を導入することで、エネルギーコストの削減や企業活動を促進するメリットがあります。

エネルギーコスト (光熱費)の削減	- 省エネ設備導入による消費電力の削減および再エネ設備の自家消費により、電力使用量が削減 - 従来の電力と太陽光発電等を組み合わせることで、ピーク時に消費される電力を抑制し、契約電力の超過を抑制することができ、基本料金の削減につながる
法令遵守の促進	- 省エネ活動は、エネルギー管理法や省エネルギー法などの法律に基づく規制に対応することにもつながる - 国内外で活発に議論されている法規制への対応につながる
脱炭素社会への貢献	- 省エネ活動を推進するによって、企業が消費するエネルギーや資源量が減るため、環境負荷が軽減 - 温室効果ガスの排出量が減ることで地球温暖化防止に貢献
生産性の向上	- 省エネ活動は、その取り組みの中で生産プロセスの最適化や省力化につながる - 様々な生産プロセスに内包される無駄を削減し効率化することで、生産性の向上や生産コストの削減につながる
企業の ブランドイメージ向上	- 環境問題が注目される中、省エネ・再エネへの取り組みを積極的に行っている企業は、社会的評価が高い傾向にある - 省エネ・再エネへの取り組みを PR することで、顧客や取引先からの信頼度も高まる可能性がある

補助金申請フローとスケジュール（令和7年度）

補助金申請にあたり、申請受付期間・実績報告期間・請求期間に合わせて、各書類を準備・提出する必要があります。



※交付決定前に設置工事を実施する場合は、事前着手届等の申請が必要となりますので、先ずは下関市 環境政策課にご相談ください

目次

1. 脱炭素先行地域の説明
2. 本補助金についての説明
3. 質疑応答

EMSについて

オフィスビルや商業施設でのEMS(エネルギーマネジメントシステム)は、BEMSと呼ばれ、エネルギー使用の可視化・分析・改善の機能を持つ機器です。

設備概要

Building **E**nergy **M**anagement **S**ystemの略で、オフィスビルや商業施設などの建物内で使用される電力や空調設備の稼働状況を「見える化」し、効率的なエネルギー管理を行うためのシステムです。センサーや制御装置を活用して電力の使用状況をリアルタイムで監視し、過剰な消費を抑えることで、省エネやコスト削減を図ることができます。また、空調・照明・エレベーターなどを自動調整する機能を備えたものもあり、例えば、ビルの利用状況に応じて空調の温度を最適化したり、不要な照明を自動でオフにするなど、快適性とエネルギー効率の両立が可能です。

設備機能

- **計測・モニタリング**
電気・ガス等のエネルギー使用状況をリアルタイムで収集
- **データ収集・分析**
エネルギー使用のパターンや効率性を分析、改善の特定
- **制御・最適化**
エネルギー自動最適化

導入メリット

- **光熱費(エネルギーコスト)の削減**
エネルギー使用の自動最適化により、電気・ガス・水等のエネルギーを節約
- **省エネへの行動変容**
リアルタイムでのエネルギー量の可視化により、省エネ行動への意識を醸成
- **設備の運用改善**
老朽化や不具合による稼働率の低い機器が特定でき、運用設備を最適化

イメージ図



太陽光パネルの主な交付要件について

太陽光パネルの導入/更新については、以下交付要件を満たす必要があります。

設備利用要件	- 固定価格買取制度(FIT制度)またはFIP制度を取得しないこと。 - 接続供給（自己託送）を行わないものであること。 - 再エネ発電設備で発電する電力量の 30%以上を当該需要家が消費すること。ただし業務用の場合、需要家が消費する電力量を含めて、50%以上を脱炭素先行地域内で消費すること。 - ソーラーカーポートや建材一体型太陽光発電設備を導入する場合は、環境省「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業 新たな手法による再エネ導入・価格低減促進事業）」を参考にすること。
契約別要件	PPA の場合 - PPA 事業者（需要家に対して PPA により電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の 9/10 とすることができる）。 - サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
	リース の場合 - リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。 - リース料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 - リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

※詳細は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」を確認してください

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-2-CDS-jisshi-yoko-ex1-senko-chiiki-taisho-yoken.pdf>

蓄電池の主な交付要件について

蓄電池設備導入/更新については、以下交付要件を満たす必要があります。

設備利用要件		- 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。 - 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
契約別要件	PPAの場合	- PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の9/10 とすることができる。）。 - サービス料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。
	リースの場合	- リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。 - リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。 - リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。
業務用蓄電池 (20kwh 以上) 機能要件		各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

※詳細は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」を確認してください

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-2-CDS-jisshi-yoko-ex1-senko-chiiki-taisho-yoken.pdf>

蓄電池の主な交付要件について

蓄電池設備導入/更新については、以下交付要件を満たす必要があります。

家庭用蓄電池 (20kwh 未満) 機能要件

- ・ 蓄電池部（初期実効容量 **1.0kWh 以上**）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。
- ・ 以下について、**所定の表示がなされていること**
 - ・ 初期実効容量
 - ・ 定格出力
 - ・ 出力可能時間の例示
 - ・ 保有期間
 - ・ 廃棄方法
 - ・ アフターサービス
- ・ 蓄電池部安全基準として、JIS C 8715-2 又は IEC62619 の規格を満足すること。
- ・ 蓄電池システム部安全基準として、JIS C 4412 の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定める JIS C 4412 適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1 若しくは JIS C 4412-2 の規格も可とする。
- ・ 震災対策基準として、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。
- ・ **メーカー保証及びサイクル試験による性能の両方が 10 年以上の蓄電システムであること。**

※詳細は、環境省「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」を確認してください

<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/assets/grants/2-2-CDS-jisshi-yoko-ex1-senko-chiiki-taisho-yoken.pdf>

よくあるご質問と回答

Q1	この補助金はどのような目的の制度ですか？
A1	本補助金は、環境省の「脱炭素先行地域」に選定された下関市の計画に基づき、対象地域内の事業者が再エネ設備や省エネ設備等を導入する費用の一部を支援する制度です。これにより、地域全体の脱炭素化を推進することを目的としています。
Q2	どのような事業者が補助の対象となりますか？
A2	補助対象地域内に対象施設を所有または管理し、以下のいずれかに該当する事業者等が対象となります。 (1) 下関市環境配慮行動優良事業者の認定を受けている（または実績報告の日までに認定される）者 (2) リースや初期費用ゼロサービス(PPA)を提供する事業者 ※ただし、市税の滞納がある場合や、暴力団関係者である場合などは対象となりません
Q3	この補助事業の期限はいつまでですか？
A3	令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の間の事業実施を予定しています。 なお、本補助事業は原則として申請した年度内で完了する必要があります。
Q4	いつまでに申請すればよいですか？
A4	補助事業に着手する（契約・工事等の開始）前に、交付申請書と必要書類を提出していただく必要があります。 申請受付期間については、別途市のお知らせ（HP等）をご確認ください。 なお、複数年度にわたる事業の場合は、年度ごとに交付申請書の提出が必要です。

よくあるご質問と回答

Q5	応募の受付数に上限がありますか？
A5	国の交付金を活用するため、毎年度、交付できる額には限りがあります。 申請書類が揃った方から先着順で受付し、予算の上限に達した時点で本年度の補助事業は終了となります。 また、交付申請の内容によっては交付できる件数も変わりますので、「年間何件まで受付」とは決まっておりません。 予算上限に達した場合は、ホームページ等でお知らせします。
Q6	交付金申請の回数に上限がありますか？
A6	同一の対象施設において、同じ種類の設備（例：太陽光発電設備）に対して補助金の交付を複数回受けることはできません。 ただし、異なる種類の設備であれば申請することが可能です（例：1年目に太陽光発電設備、2年目に蓄電池を導入する場合）。
Q7	国・県や市の他の補助金と重複して利用することはできますか？
A7	重複した利用はできません。 この補助金の対象となる設備について、国・県や下関市が実施する他の補助金と重複して補助を受けることはできません。

よくあるご質問と回答

Q8	リース契約やPPA（電力販売契約）で設備を導入する場合も、補助の対象になりますか？
A8	対象となります。 リースやPPAといった「初期費用ゼロサービス」を提供する事業者が申請者となることができます。 その場合、利用者が支払うリース料金やサービス料金から、補助金額に相当する額が減額されることなどが条件となります。
Q9	補助金を受けて設備を導入した後、事業者にはどのような義務が発生しますか？
A9	補助事業者には、主に以下の責務を負っていただきます。 ・補助事業実施年度から2030年度までの期間、再エネ電力契約をするなど電力由来のCO2排出量をゼロにすること。 ・導入した設備の法定耐用年数が経過するまで、発電量や電力使用量などのデータを市に提出し、市が実施する調査に協力すること。 ・市の脱炭素先行地域の事業計画実現のため、市からの協力依頼に対応するよう努めること。
Q10	補助金の交付が決定する前に、工事の契約や着工をしてもよいですか？
A10	原則として、補助金の交付決定通知を受けた後に、事業に着手（契約や工事の開始）していただく必要があります。 ただし、やむを得ない事情がある場合に限り、事前に「事前着手届出書」を提出し、市の確認を受けることで、交付決定前の着手が認められることがあります。

よくあるご質問と回答

Q11	環境配慮行動優良事業者として認定されるためにはどうしたらよいですか？
A11	市のホームページ（ https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/53/59821.html ）にて、案内しております。毎月10日までに申請された場合、翌月1日に認定します。
Q12	SBT認証とはどのようなものですか？
A12	SBTとは「Science Based Targets」の略で、パリ協定が求める水準と整合した、企業が設定する5年～15年先の温室効果ガス排出削減目標のことです。 この目標は、SBTi（国際的な共同イニシアティブ）によって審査・認定され、認定を受けた事業者を「SBT認定事業者」と呼びます。
Q13	再エネ電力を契約しなければならない期間はどのくらいですか？
A13	少なくとも本補助事業の完了報告をする月から2030年度末までは、再エネ電力を使用していただく必要があります。これは、本補助事業の目的である「2030年度までに電力消費に伴うCO2排出の実質ゼロ」を実現するために必要な責務の一つです。